

農林水産大臣 殿

申請者名
住 所
代表者氏名

登録発行機関 登録申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 発行を行おうとする区分
- 2 発行を行うことを予定している輸出先国
- 3 法第 19 条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 4 発行を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

- 備考 1 「1 発行を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、「2 発行を行うことを予定している輸出先国」には、実際に発行を行うことを予定している輸出先国を記載すること。
- 2 「登録発行機関の登録等に関する手続」第 1 の 4 に掲げる書類を添付すること。

(別添)

(登録申請が可能な区分)

輸出証明書 の区分
農産物に係る衛生証明書
畜産物に係る衛生証明書
水産物に係る衛生証明書
飼料に係る衛生証明書
自由販売証明書
放射性物質検査証明書等
漁獲証明書等